

岩手県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による令和2年1月19日執行の岩手県議会議員二戸選挙区再選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和2年1月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

金 6,709,100円